

後期高齢者医療保険制度にご加入の方 医科・歯科健康診査

後期高齢者医療保険に加入している方は、年1回、医科健康診査と歯科健康診査を受診できます。

対象者の方には、5月下旬に受診券を和歌山県後期高齢者医療広域連合から直接お送りします。受診券発行の申し込みをする必要はありません。なお、受診券を紛失した場合や不明点がある場合はお問い合わせください。

【医科健康診査】

●対象者／被保険者全員

●検査項目（全員に実施する項目）
／問診、計測（身長、体重、BMI、血圧）、診察（身体診察）、血液検査（脂質、肝機能、糖代謝、腎機能、尿酸、貧血など）、尿検査（糖、タンパク、潜血）

●検査項目（医師が必要と判断した方に追加で実施する項目）／心電図検査、眼底検査

●実施期間／6月1日（火）～令和5年（2023年）2月28日（火）

●自己負担額／無料

●持ち物／保険証、受診券、受診票・問診票

●実施場所／受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

●その他

すでに同様の検査を受けている場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など定期的に健康管理が行われている場合は、必ずしも受ける必要はありません。

生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、受ける必要があるか、主治医に相談してください。

【歯科健康診査】

●対象者／令和4年（2022年）3月末で75歳・80歳・85歳の方と90歳以上の被保険者

●検査項目／問診・口腔診断（歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常）、口腔機能検査（噛む能力・舌機能・嚥下（飲み込み）機能）

●実施期間／6月1日（水）～令和5年（2023年）2月28日（火）

●自己負担額／無料

●持ち物／保険証、受診券、受診票・問診票

●実施場所／受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

問 和歌山県後期高齢者医療広域連合（和歌山市吹上2丁目1番22号）

☎073・428・6688

子育て

有田川町出産祝金・第3子以降出産祝金

【有田川町出産祝金】

●支給対象児／令和3年（2021年）4月1日以降出生し、出生日から申請日まで引き続き当町に住民登録されている子ども

●支給対象者

・支給対象児の父または母で、支給対象児の誕生日から申請日まで引き続き当町に住民登録されている方

・申請者および申請者と同一の世帯員が町税を滞納していない方

●支給額／支給対象児1人につき10万円

【第3子以降出産祝金】

●対象者／次の要件を満たしている母親

①第3子の出産前および出産後それぞれ1年以上の間、有田川町に住民登録され、実際に居住しており、今後も定住する意思があること。

②基準日（第3子出生日の1年後）に3人以上の子を養育していること。なお、第1子および第2子が実子ではなく夫の連れ子などである場合は第3子以降の子が出生するまでに養子縁組をしていること。

③申請者および申請者と同一の世帯員が町税を滞納していないこと。
※対象と思われる方には案内文を送付します。

●支給額／25万円

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

有田川町 公式 SNS

有田川町の最新情報や魅力を SNS（ソーシャル・ネットワークング・サービス）で発信しています。



Twitter

有田川町役場
@join_hajimail



Facebook

有田川町役場
@AridagawaTown



Instagram

有田川町
@aridagawa_official